

高知県道路旅客運送業等緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県道路旅客運送業等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内のバス・路面電車運行事業者、タクシー事業者及び運転代行業者が取り組む「新しい生活様式」に対応した感染症対策及び販促・新サービス展開等事業に対して支援することによって、県民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、「新しい生活様式」の実践・定着を目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス・路面電車運行事業者 定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）を使用して道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を営む者、法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者及びバスを使用して法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業を営む者又は軌道法第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受け、軌道を敷設して運輸事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 定員11人未満の自動車（以下「タクシー」という。）を使用して法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として施行規則第3条の3第2号に規定する路線不定期運行及び施行規則第3条の3第3号に規定する区間運行を営む者並びにタクシーを使用して法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業を営む者又はこれらの業を営む者が組合員として加入している中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。
- (3) 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定による認定を受けて同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策として行う「新しい生活様式」に対応した取組で、次に掲げるものとする。

- (1) 感染症対策事業
- (2) 販促・新サービス展開等事業

2 前項第2号の事業は、同項第1号の事業と併せて実施する場合のみ補助事業の対象とする。

(補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
 - 3 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和 2 年 4 月 7 日）以降で交付の決定の前に行われた事業に要する経費についても、補助金交付申請書に記載する事業との同一性が書類等によって確認することが可能で、適正であると認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に知事に書面をもってしなければならない。

（補助金の変更の申請）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による事業中止・廃止申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第 11 条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した、規則第 19 条第 1 項に規定される財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 補助事業者は、取得財産等について、別記第 4 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければ

ならないこと。

- (8) 補助事業の実施に当たっては、第7条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(状況報告及び調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定及びその取消しに当たり、必要があると認められるときは、許可等を行う官公署に対し、必要となる資料の提供を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 3 知事は、補助金の交付の決定及びその取消しに当たり、必要があると認めるときは、申請者が加入する損害保険会社又は共済組合に対し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第13条に基づき契約する損害賠償責任保険又は共済の契約状況に関する資料の提供を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業実施に係る請求書、領収書の写し
 - (2) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、図面等）
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審

査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第9条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第15条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第16条 知事は、第10条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、第7条第1項第1号から第10号までの規定に該当した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願し、若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第 18 条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にもこの条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(債権譲渡の禁止)

第 20 条 補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 14 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規

定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付の決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）に基づき、知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(情報の開示)

第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2号から第6号まで、第12条、第

13条第4項及び第14条第2項から第3項まで、第16条から第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 感染症対策事業 2 販促・新サービス展開等事業 ※2は1と併せて実施する場合のみ補助対象事業とする。	バス・路面電車運行事業者	感染症対策、販促・新事業展開、専門家による指導・助言、プロモーション、キャッシュレス化等に係る経費 （報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、旅費）	4分の3以内	上限額：1事業者50万円又は 1台10万円のいずれか低い額 下限額：1台5万円
	タクシー事業者			上限額：1事業者30万円又は 1台10万円のいずれか低い額 下限額：1台3万円
	運転代行業者			上限額：1事業者20万円又は 1台10万円のいずれか低い額 下限額：1台3万円

(注1) 次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 公租公課費
- (2) 食糧費
- (3) 光熱水費
- (4) 特典に係る経費（商品券のプレミアム分の経費及びスタンプラリーの特典）並びにセール商品の値引き分
- (5) その他感染症対策及び販促・新サービス展開等に直接関係のない、又は関連性を明確に証明することができない費用
- (6) 他の補助金、給付等で賄われるべき費用

(注2) 事業実施主体が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ知事と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）

(注3) 上限額は、1事業者当たりの定額か、交付の申請時点で事業者が保有する車両数に10万円を乗じて算出した額のいずれか低い額を採用する。

(注4) 交付の申請時点で事業者が保有する車両数で補助額を除いた金額が、下限額を下回る場合は補助金を交付することができない。

(注5) 交付の申請時点で10台以上の車両を保有するバス・路面電車運行事業者は補助額が50万円未満、タクシー事業者は補助額が30万円未満、7台以上車両を保有する運転代行業者は20万円未満の場合は、それぞれ補助金を交付することができない。

(注6) 運転代行業者における車両とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7条に規定する随伴用自動車とする。

(注7) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。